

共済組合長期給付に係る履歴証明発行依頼事務について（通達）

昭和39年9月30日
陸幕発厚第226号

改正 平成19年3月28日陸幕法第61号
平成21年2月3日陸幕法第10号
平成30年3月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官
各方面總監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規33）

共済組合長期給付に係る履歴証明発行依頼事務について（通達）

標記について、総務省、厚生労働省社会・援護局及び東京都に対して依頼する場合は、別紙第1履歴原簿等が焼失又は滅失し履歴事項の把握困難な場合は、別紙第2のとおり関係官署から申出があったので承知されたい。

なお、次の通達は廃止する。

陸幕発厚第304号（34.12.23）旧内務省関係にかかる履歴証明事務に関する通達

陸幕発厚第12号（35.1.23）旧海軍軍人及び軍属にかかる履歴証明事務に関する通達

陸幕発厚第75号（35.4.5）旧海軍軍人軍属の履歴証明事務に関する通達

陸幕発厚第11号（36.1.22）軍歴証明発行依頼に対する事務処理要領に関する通達

陸幕発厚第116号（37.5.11）前歴報告書に添付する証明書類の事務処理に関する通達

証明依頼先等	留 意 事 項
総務省に対する旧内務省関係の履歴証明	<p>旧内務省関係発令事項について総務省で証明できる対象者は次に掲げる者のみである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高等官であった者 2 地方局に勤務していた者 3 復興局、復興事務局に勤務していた者のうち判任官以上の者 4 神社局、神祇院に勤務していた者のうち、判任官以上の者 5 上記以外の者であっても判任官又は嘱託であった者については、発令原議、発令整理簿等により、一部確認できるものもある。
厚生労働省社会・援護局に対する旧海軍軍人、軍属の履歴証明	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人要求は避け部隊等において取りまとめ要求すること。 2 軍人、軍属別を明らかにすること。 3 各人の記憶又は所有する資料（携帯履歴表、工員手帳、俸給袋等）等により詳細な履歴申立書を必ず添付すること。 4 履歴申立書には少なくとも氏名、生年月日、最終官等、入籍時の本籍、現住所、入団（隊、校）年月日、退職年月日、給料額等を必ず記入し、できうれば入籍番号をも記入すること。 5 履歴書の作成要求はなるべく1通とすること。 6 期限付要求は避けること。 7 現行恩給法の規定により認められているものを除き加算関係事項は履歴には記載されない。 8 履歴申立てに際しては付録第1を参照されたい。
東京都に対する都関係者の軍歴証明	<p>都関係者の軍歴証明発行依頼に当たっては、手数料として1通につき50円を徴収されることとなっているが、人事管理上必要と認められる場合（公用）は付録第2による減免申請書を添えて証明依頼を行うこと。</p> <p>なお、この申請書の作成に当たっては、本文中（減額）の事項は削除し、職氏名は公文書発簡者名を記入し、職印を押印のこと。</p>

履歴原簿等の焼失、滅失等により履歴証明を得られない場合等における
処置

1 旧軍人の期間に係る証明について

旧軍人の証明については、従来どおり厚生労働省社会・援護局長（主として海軍関係）又は都道府県民政部世話課の軍歴証明を受けることを原則とするが、軍歴証明が得られない場合は、軍歴確認書（軍歴を証する軍籍簿等が既に滅失し、厚生労働省又は都道府県において保有する資料に基づいては何らの証明を行うことができないが本人の所持する軍隊手帳その他の証拠物件に基づいて軍歴を確認し得ることを厚生労働省又は都道府県が証明したものをいう。）をもって、軍歴証明に代えて差し支えないものとする。

2 旧軍属の期間に係る証明について

旧軍属の証明については、海軍関係にあっては厚生労働省社会・援護局長の、陸軍関係にあっては陸軍省の高等文官、判任文官（南方従軍軍属に限る。）、陸軍省、参謀本部、内地所在の造兵廠に属した雇傭工員、陸軍所属船員及び昭和20年12月1日以後の復員官署の所属職員については、厚生労働省社会・援護局長、その他の陸軍軍属については都道府県民政部世話課のそれぞれ履歴証明を受けることを原則とするが、履歴証明が得られない場合は、被証明者の就職年月日、身分、退職年月日（恩給公務員であった者の場合は、退職時の最終俸給及び退職1年前の俸給も含む。）及び履歴証明のできない理由等を記載した証明（以下「在職証明」という。）をもって、履歴証明に代えて差し支えないものとする。

3 旧外地官公署職員に係る証明について

旧外地官公署職員の証明については、外務省（アジア局北東アジア課外地整理室）から、履歴証明又は在職証明を受けることを原則とするが、これらの証明を得られない場合は、同室から次の書類の提出を求め、第5項に準じて取り扱うものとする。

(1) 被証明者の在職を証明した旧外地官公署在職当時の上司又は同僚2名以上の在職期間又は名簿等の登載事項についての証明

(2) 外務省において証明不可能であることの理由書

なお、上司又は同僚の証明と、外務省保管資料の内容に相違がある場合は、外務省の証明が優先するものとする。

4 元外国政府職員に係る証明について

元外国政府職員の在職期間、身分等の証明については、外務省（アジア局北東アジア課外地整理室）において保管している資料（職員録、公報等）に基づき同室が発行するその登載事項についての証明（以下「登載事項証明」という。）及びその他の証拠物件等により、被証明者に係る最終所属官庁において心証が得られたものにつき、当該所属官庁がその外国政府職員期間等について確認する旨を証明した場合は、その

証明をもって元外国政府職員についての在職証明がなされたものとして取り扱う。

なお、外務省が発行する登載事項証明が得られない場合は前項に準じて取り扱うことも差し支えないものとする。

5 その他の一般的履歴証明について

内地所在の官公署に勤務した職員の履歴証明を、履歴書原本の焼失、滅失若しくは整理不全のため当該官公署において行うことができない場合は、当該官公署の証明に係る在職証明をもって履歴証明を代えて差し支えないものとする。

また、この在職証明すら得ることができない場合は、次の書類の提出を求め、これらの書類により被証明者に係る最終所属官庁において心証が得られたものにつき当該所属官庁がその前歴について確認する旨を証明した場合は、その証明をもって前歴の在職証明がなされたものとして取り扱う。

なお、次の書類は前歴報告書の際一括して共済組合（連合会加入組合にあっては、当該組合を通じて連合会）に送付されたい。

(イ) 当該官公署に勤務した当時の上司又は同僚2名以上の証明書

(ロ) 上記証明書の在職証明

(ハ) 当該官公署において証明不可能な理由書

(ニ) その他在職事実を立証し得るような資料（辞令、表彰状、俸給袋、記念写真、再就職官公署の採用時における履歴書原本の写し、当時の職員録等であるが、被証明者が何ら所持していない場合は、提出がなくとも差し支えない。）

なお、被証明者の在職期間が恩給公務員であった場合は、更に職員録等の登載事実を確認することとされたい。

また、恩給法施行前の期間で、自己便宜退職等であった場合のその在職年等は施行法上の在職年又は職員とされないため、当該期間の退職時の状況を調査する必要があるが、その調査証明等が官公署の保有する資料から明らかとならない場合は上記に準じて取り扱うこととされたい。

(注) 元外国政府職員の在職期間についての前記確認証明のうち、昭和20年8月8日までの在職を確認する場合は、その者の内地引揚の際の引揚証明書の写等を参考物件として提出させ、これにより確認することとされたい。またこれらの書類についても、確認後は一括して共済組合又は連合会に送付されたい。

旧海軍軍人軍属履歴申立書の記載例目録

- 1 海軍士官の例（その1～その6）
- 2 〃 予備士官の例
- 3 〃 技術士官の例
- 4 〃 下士官兵の例
- 5 〃 高等文官の例（その1～その2）
- 6 〃 判任文官の例
- 7 〃 軍政要員の例（その1～その2）
- 8 〃 待遇文官の例（その1～その2）
- 9 〃 雇員傭人の例
- 10 〃 工員の例（その1～その2）
- 11 〃 徴傭船舶船員の例

（注）申立書の記載は横書、縦書及び紙質は適宜とする。

1 海軍士官の例（その1）

（学生、生徒の期別又は電報符号）
57期 1315

履 歴 申 立 書

鹿児島県薩摩郡高城村〇〇

入団（隊）応召
時の本籍地

堀 内 三 郎
大正3年3月29日生

年 月 日	記 事	官公署名
昭和6年4月1日	海軍兵学校生徒ヲ命ス	兵 学 校
同 9年11月17日	海軍兵学校教程卒業ヲ証ス	同
同 日	海軍少尉候補生ヲ命ス	海 軍 省
同 日	八雲乗組ヲ命ス	同
12月13日	旅順発、青島、外国鎮戍	八 雲
12月24日	佐世保帰着	
同 10年3月3日	馬公発、菲律賓諸島、シヤム、濠洲方面、外国鎮戍	八 雲
6月30日	ヨリ遠洋航海	同
同 10年7月18日	二見帰着	
7月25日	迅鯨乗組ヲ命ス	海 軍 省

10月10日	ヨリ術科講習員ヲ命ス	海 軍 省
同 11年3月31日	マデ	
4月1日	任海軍少尉	内 閣
4月1日	古鷹乗組被仰付	海 軍 省
同 12年12月1日	任海軍中尉	内 閣
同 14年11月15日	任海軍大尉	同
同 19年5月1日	任海軍少佐	同
同 20年10月18日	補第60号海防艦長	海 軍 省
11月30日	予備役被仰付	同

海軍士官の例（その2）

（軍人、復員官の場合）

（電報符号）
シ〇〇〇〇

年 月 日	記 事	官公署名
昭和17年1月20日	任海軍主計中尉（2年現役）	内 閣
同 日	海軍経理学校	海 軍 省
5月20日	横須賀鎮守府被仰付	同
同 18年11月1日	任海軍主計大尉	内 閣
同 19年1月12日	海軍将校相当官現役期間特例第5条並ニ海軍武官 服役令第3条第1項第1号ニ依リ当分ノ間服役期 間を延長ス	
同 20年5月20日	補横須賀海軍経理部部員	海 軍 省
11月30日	予備役被仰付	同
同 日	充員召集ヲ命ス	同
同 12月6日	勅令第686号ニヨリ第2復員官（高等官6等）ニ 任セラル 年俸2150円	
同 日	補横須賀地方復員局経理部附	第二復員省
12月30日	充員召集ヲ解除ス	同
同 日	依願免本官	同

海軍士官の例（その3）（兵から武官へ）

(電報符号)
シ〇〇〇

年 月 日	記 事	官公署名
昭和18年12月1日	昭和18年度臨時徴集ニ依り大竹海兵団ニ入団	大 竹 団
同 日	海軍2等水兵ヲ命ス	同
同 19年2月1日	海軍主計見習尉官ヲ命ス（2年現役）	海 軍 省
同 日	兵役法施行令第14条ニ依り兵ノ身分及服徒ヲ免ス	
同 日	海軍經理学校附ヲ命ス	海 軍 省
9月1日	海軍航空技術廠附ヲ命ス	同
12月25日	任海軍主計少尉	内 閣
同 20年2月15日	官房人機密第95号ニ依り第1海軍技術廠附トナル	
9月5日	任海軍主計中尉	内 閣
9月20日	予備役被仰付	海 軍 省

海軍士官の例（その4）

(電報符号)
ソ〇〇〇

年 月 日	記 事	官公署名
昭和19年9月30日	海軍技術見習尉官ヲ命ス（2年現役）	海 軍 省
同 日	浜名海兵団附ヲ命ス	同
同 日	ヨリ戦務丁	浜 団
同 20年2月1日	マデ	
同 日	海軍施設本部附ヲ命ス	海 軍 省
3月1日	任海軍技術中尉	内 閣
同 日	海軍施設本部附被仰付	海 軍 省
7月1日	補第58設営隊附	同
9月1日	予備役被仰付	同

海軍士官の例（その5）

年 月 日	記 事	官公署名
昭和17年1月20日	海軍造兵少尉候補生ヲ命ス（2年現役）	海 軍 省
同 日	横須賀鎮守府附ヲ命ス	同
4月22日	勅令第445号附則ニ依リ海軍造兵見習尉官トナル	
11月1日	勅令第610号ニ依リ海軍技術少尉トナル	
同 日	補海軍航空技術廠発著機部副部員	海 軍 省
18年11月1日	任海軍技術中尉	内 閣
同 19年10月15日	任海軍技術大尉	同
9月25日	予備役被仰付	同

海軍士官の例（その6）

年 月 日	記 事	官公署名
昭和17年1月20日	海軍造兵少尉候補生ヲ命ス（2年現役）	海 軍 省
同 日	横須賀鎮守府附ヲ命ス	同
4月22日	勅令第445号附則ニ依リ造兵見習尉官トナル	
11月1日	勅令第610号ニ依リ海軍技術少尉トナル	
同 日	補海軍航空技術廠発著機部副部員	海 軍 省
同 18年11月1日	任海軍技術中尉	内 閣
同 19年10月15日	任海軍技術大尉	同
同 20年3月1日	第1海軍技術廠附被仰付	海 軍 省
9月25日	予備役被仰付	同

2 海軍予備士官の例

（学生、生徒の期別（専修別）又は電報符号
ヨヒ○○○○○）

年 月 日	記 事	官公署名
昭和18年9月30日	海軍予備学生ヲ命ス	海 軍 省
同 日	土浦海軍航空隊ニ入隊ヲ命ス	同

同 19年5月31日	任海軍少尉	内閣
同 日	充員召集ヲ命ス	海軍省
同 日	海軍練習航空隊特修学生被仰付	同
同 19年10月30日	補第1081海軍航空隊付	同
同 20年6月1日	任海軍中尉	内閣
同 21年3月1日	浦賀上陸	
3月2日	充員召集ヲ解除ス	海軍省

3 海軍技術士官の例（文官転官者）

年 月 日	記 事	官公署名
昭和12年5月20日	海軍火薬廠ニ於ケル研究業務ヲ囑託ス 但シ報酬年額1300円ヲ給シ部内限委任官待遇トス	海軍省
同 13年8月1日	任海軍技師	内閣
	叙高等官6等	同
	賜11級俸	海軍省
	補海軍火薬廠研究部部員	同
同 14年9月30日	賜10級俸	同
同 16年3月31日	賜9級俸	同
9月30日	陞叙高等官5等	内閣
同 17年9月30日	賜8級俸	海軍省
同 日	昭和13年勅令第566号ニ依リ現役トナル	
同 日	任海軍技術少佐	内閣
同 18年8月20日	補海軍技術研究所所員	海軍省
同 19年10月15日	任海軍技術中佐	内閣
同 20年10月15日	予備役被仰付	海軍省

4 海軍下士官の例

兵籍番号 (横志水〇〇〇〇〇
兵2補整〇〇〇〇〇
佐国機〇〇〇〇〇
舞練水〇〇〇〇〇)

年 月 日	記 事	官公署名
昭和15年6月1日	横須賀海兵団入団	横 須 賀 海 兵 団
同 日	海軍4等航空兵ヲ命ス	同
10月1日	海軍3等航空兵トナル	同
同 16年6月1日	海軍3等整備兵トナル (転職)	
10月1日	海軍2等整備兵ヲ命ス	横 須 賀 海 軍 航 空 隊
同 17年5月20日	海軍2等主計兵トナル (転職)	
10月31日	海軍1等主計兵ヲ命ス	海 軍 経 理 学 校
11月1日	官階改正ニ依リ海軍主計兵長トナル	
同 18年8月1日	任海軍2等主計兵曹	横 須 賀 鎮 守 府
19年11月1日	任海軍1等主計兵曹	同
20年9月1日	任海軍上等主計兵曹	同
11月30日	現役満期	横 須 賀 海 兵 団

(参 考)

外地帰還軍人ノ解員ハ下記ニヨルモノトスル

記

- 1 昭和21年4月30日以前ノ者ハ解員セシメラレタ日
- 2 同年5月1日以後ハ上陸ノ翌日 (同年6月15日以後ハ復員トナル) 但シ国立病院ニ入院セシメル者ハ入院ノ日
- 3 同24年8月14日以後ハ帰郷先到着ノ日又ハ復員セシメラレタ日

5 海軍高等文官の例 (その1)

年 月 日	記 事	官公署名
昭和13年12月1日	海軍技術研究所電気研究部ニ於ケル業務ヲ囑託ス但シ報酬月額75円ヲ給シ部内限判任官待遇セラル	海 軍 艦 政 本 部

同 17年4月1日	自今報酬月額85円ヲ給ス	同
12月18日	海軍技術研究所ニ於ケル業務ヲ囑託ス 但シ報酬年額1300円ヲ給シ部内限奏任官待遇 トス	海 軍 省
同 日	電気研究部勤務ヲ命ス	海軍技術研究所
同 18年9月27日	任海軍技師 叙高等官7 等	内 閣
同 日	賜10級俸	海 軍 省
同 日	補海軍技術研究所附	同
同 日	電波研究部勤務兼電気研究部勤務ヲ命ス	海軍技術研究所
同 19年9月30日	賜9 級俸	海 軍 省
11月20日	賜8 級俸	同
同 20年2月15日	補第2 海軍技術廠副部員	同
6月1日	任海軍技術中尉	内 閣
	予備役被仰付	海 軍 省
10月29日	陞叙高等官6 等	内 閣
10月30日	賜7 級俸	海 軍 省
同 日	依願免本官	内 閣

海軍高等文官の例（その2）

年 月 日	記 事	官公署名
大正9年11月5日	筆生ニ採用 月給金45円ヲ給ス	海 軍 兵 学 校
昭和6年12月1日	自今月額金60円20銭ヲ給ス	同
同 7年7月5日	任海軍書記 給月俸60円	海 軍 省
同 日	海軍兵学校附ヲ命ス	同
同 8年9月30日	給7 級俸	同
同 9年9月30日	給月俸70円	同
同 11年3月31日	給6 級俸	同
同 13年9月30日	給5 級俸	同

同 16年9月30日	給4級俸	同
同 17年9月30日	給3級俸	同
同 19年8月15日	給2級俸	同
同 20年3月31日	給1級俸	同
同 11月5日	任海軍理事官叙高等官7等	内閣
同 日	賜5級俸	海軍省
同 日	兵鎮守府附ヲ命ス	同
11月6日	依願免本官	内閣

6 海軍判任文官の例

年 月 日	記 事	官公署名
昭和13年7月1日	筆生ヲ命ス 月給金37円ヲ給ス	横須賀海軍建築部
同 日	第1課勤務ヲ命ス	同
同 16年4月1日	自今月給金43円70銭ヲ給ス	同
6月10日	第4海軍建築部へ転雇	
同 17年10月1日	自今月給金51円70銭ヲ給ス	第4遣東京支部
同 18年4月1日	任海軍書記 給9級俸	海軍省
同 日	第4海軍建築部附ヲ命ス	同
同 日	東京支部勤務ヲ命ス	海軍建築部
5月1日	給8級俸	海軍省
5月15日	海軍施設本部附ヲ命ス	同
同 日	補給部附ヲ命ス	施本
同 19年2月12日	文官分限令第11条第1項第4号ニ依リ休職ヲ命ス	海軍省
同 20年1月18日	復職ヲ命ス	同
同 日	海軍施設本部附ヲ命ス	同
10月10日	給6級俸	同
同 日	依願免本官	同

7 海軍軍政要員の例（その1）

年 月 日	記 事	官公署名
	地方鉱山局技師	
昭和18年8月17日	任海軍技師 叙高等官6等	内 閣
	賜6級俸	海 軍 省
	補セレベス民政部部員	同
20年10月31日	賜5級俸	同
11月5日	經濟部第3課勤務ヲ命ス	セレベス民政部
21年4月1日	勅令第192号及達第8号ニ依り辞令ヲ用ヒ ヒズシテ16号俸トナル	第 2 復 員 省
同 5月23日	名古屋上陸	
6月15日	任地方技官（2級）	

海軍軍政要員の例（その2）

年 月 日	記 事	官公署名
昭和18年10月15日	任海軍司政官 叙高等官7等	内 閣
	賜8級俸	海 軍 省
	補マカツサル研究所所員	同
同 20年3月31日	賜7級俸	同
同 21年3月31日	賜6級俸	第 2 復 員 省
4月1日	勅令第192号及び達第8号ニ依り辞令ヲ用 ヒズシテ17号俸トナル	同
5月23日	大竹上陸	
6月15日	賜16号俸	復 員 庁
同 日	依願免本官	内 閣

8 海軍待遇文官

海軍巡査の例（その1）

年 月 日	記 事	官公署名
-----	雇員（訓練生）ニ採用	海南海軍特務部
-----	月給60円ヲ給ス	同

-----	楡 林 着	
-----	海南海軍警察訓練所ニ入所ヲ命ス	海南海軍特務部
-----	海軍巡査ヲ命ス 月俸66円ヲ給ス	海 南 警 備 府
-----	海南海軍特務部附ヲ命ス	同
-----	舞鶴鎮守府第1 特別陸戦隊司令ノ命ヲ承ケ 服務スベシ	海南海軍特務部
-----	月俸70円ヲ給ス	海 南 警 備 府
-----	名古屋上陸	
-----	願ニ依リ海軍巡査ヲ免スル (復員)	

海軍巡査の例 (その2)

年 月 日	記 事	官公署名
	台北州巡査	
-----	海軍巡査ヲ命ス月給70円ヲ給ス	海 南 警 備 府
	海南海軍特務部附ヲ命ス	同
-----	第16警備隊司令ノ命ヲ承ケ服務スベシ	海南海軍特務部
-----	月俸75円ヲ給ス	
-----	大竹上陸	
-----	台北州巡査ヲ命ス	

9 海軍雇員 傭人の例

年 月 日	記 事	官公署名
昭和14年6月7日	使丁ヲ命シ日給1円2銭ヲ給ス	海 軍 大 臣 官 房
18年8月1日	達第146号雇員傭人規則改正ニヨリ用務手 トナル	
20年8月15日	倉庫手長ヲ命ス	同
9月1日	技工士ヲ命シ自今月給金71円70銭ヲ給ス	同
12月1日	海軍省廃止サレ第2 復員省設置	
21年7月1日	2 復第401号ニ依リ雇員傭人規則給与規則 改正ニ依リ自今23号ヲ給ス	

同 22年9月30日	自今月給24号給ヲ給スル	第 2 復 員 局
同 23年3月31日	運輸省海運総局掃海管船部へ転雇ヲ命スル	2 復 残 務 処 理 部

10 海軍工員の例（その1）

年 月 日	記 事	官公署名
昭和12年7月1日	臨時2等舟艇員ヲ命ス	横須賀海軍建築部
同 日	日給金82銭ヲ給ス	同
同 15年10月1日	普通工員トナル（達第25号ニ依ル）	
同 16年11月21日	職手ヲ命ス	同
同 17年5月21日	工手ヲ命ス	同
同 18年8月18日	海軍建築部令改正ニ依リ横須賀海軍施設部トナル	
同 20年5月16日	自今日給金3円15銭ヲ給ス	横須賀海軍施設部
同 9月30日	依願解傭	同

同（その2）

年 月 日	記 事	官公署名
昭和13年5月26日	2等製図員試傭入	第1海軍燃料廠
	日給金1円65銭ヲ給ス	同
6月15日	本採用	同
16年4月1日	製図職手ヲ命ス	同
19年5月21日	部内限判任官待遇ヲ以テ待遇セラル	横須賀鎮守府
8月21日	濃縮部へ転傭	第1海軍燃料廠
同20年2月6日	化工部へ転傭	同
5月16日	自今日給金3円10銭ヲ給ス	同
9月19日	任 海軍技手 給4級俸	海 軍 省
同 日	第1海軍燃料廠付ヲ命ス	同
9月20日	依願免本官	同

11 海軍徴備船舶船員の例

年 月 日	記 事	官公署名
.....	〇〇〇海運株式会社ニ入社	〇 〇 〇 会 社
.....	甲種2等航海士免状授与(第〇〇号)	運 輸 通 信 省
.....	〇〇丸 (〇〇屯) 乗 (〇馬力) 船	〇 〇 〇 会 社
.....	同船下船	

(注) 自己の所属していた船会社の乗船経歴の証明を受けられるようされたい。

(参 考)

外地ヨリ帰還シタ海軍文官、嘱託員ソノ他軍属ノ解員(転官ヲ含ム)ハ従来内地帰着ノ翌月15日付(明治38年勅令第43号ニヨル定員外配属者ハ帰着ノ月末)デ行ッテキタガ昭和21年12月1日以後ノ帰還者ニツイテハ一律ニ下記ニヨルコトニ定メラレテイル

記

- 1 昭和21年12月1日ヨリ同14日マデノ間ニ帰還スルモノニツイテハ同月15日付解員
- 2 昭和21年12月15日以降帰還スルモノニツイテハ上陸ノ翌日解員

軍歴証明書発行手数料減免申請書

昭和 年 月 日付 号による 外 名の軍歴証明書交付依頼については、軍歴証明書発行手数料を免除（減額）していただきたいので、東京都事務手数料条例（昭和24年3月東京都条例第30号）第5条により申請いたします。

昭和 年 月 日

所 在

職氏名



東京都知事